

本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透 （厚生労働省）

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

各施策の進捗状況等

- (1) **成年後見制度等の見直し**に向けた検討
 - ・ 法務大臣による法制審議会に対する諮問 (R6. 2)
- (2) **総合的な権利擁護支援策の充実**
 - ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度等との連携の推進
 - ・ 持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施 (R4～)
 - ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討 (R6. 6～)

今後の対応

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - ・ 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
 - ・ 日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る等
 - ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討を進め、所要の対応
 - ・ **生活支援等のサービスにおける意思決定支援の在り方の検討**
 - ・ 金融機関における第三者の支援による本人の預貯金の引き出しに関する理解促進に向けた取組

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

各施策の進捗状況等

- (1) 本人の特性に応じた**意思決定支援とその浸透**
 - ・ 各種意思決定支援ガイドラインに共通する**基本的考え方の整理** (R4)
 - ・ 様々な分野における各種研修・周知活動の継続
 - ・ 障害福祉サービス事業等の指定基準の見直し (R6)
 - ・ 都道府県による意思決定支援研修の実施 34都道府県 (R6. 4)
- (2) **適切な後見人等の選任・交代の推進等**
 - ・ 市町村や都道府県における受任者調整の推進
 - ・ 苦情等に対応する関係機関間連携フローの試行 (R4～)
 - ・ 法制審議会における後見人等の報酬の在り方を含めた調査審議
 - ・ **後見等事務報告書式の見直し** (R7. 4開始)
- (3) **不正防止の徹底と利用しやすさの調和等**
 - ・ 後見制度支援預貯金・信託の導入割合 72.2% (R6. 3末)
 - ・ 家庭裁判所における不正防止に向けた取組の継続
 - ・ 損害を補償する保険等の事後救済の取組の導入
- (4) 各種手続における**後見事務の円滑化等**
 - ・ 市町村・金融機関等の窓口対応の向上のための周知等の実施

今後の対応

- (1) 本人の特性に応じた**意思決定支援とその浸透**
 - ・ 意思決定支援に関する情報提供・各種研修の更なる充実
 - ・ 家庭裁判所の身上保護事務に対する適切な監督の継続による後見人等の意識の向上
 - ・ 障害福祉分野の意思決定支援ガイドラインの見直しの検討
- (2) **適切な後見人等の選任・交代の推進等**
 - ・ 権利擁護支援チームの形成支援・自立支援機能の更なる強化
 - ・ 受任者調整に関する手引きの作成
 - ・ 後見人等に関する苦情等への一般的な対応スキームの整理・検討
 - ・ 更なる報酬助成の推進等の早期検討
 - ・ 本人情報シートの更なる活用、研修対象の拡大の検討
- (3) **不正防止の徹底と利用しやすさの調和等**
 - ・ 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の更なる導入促進
 - ・ 専門職団体における不正防止や保険外での補償に係る取組の促進
- (4) 各種手続における**後見事務の円滑化等**
 - ・ 関係省庁・地方公共団体・金融機関における更なる理解促進

1. 第二期成年後見制度利用促進基本計画及び中間検証報告書における意思決定支援 ①

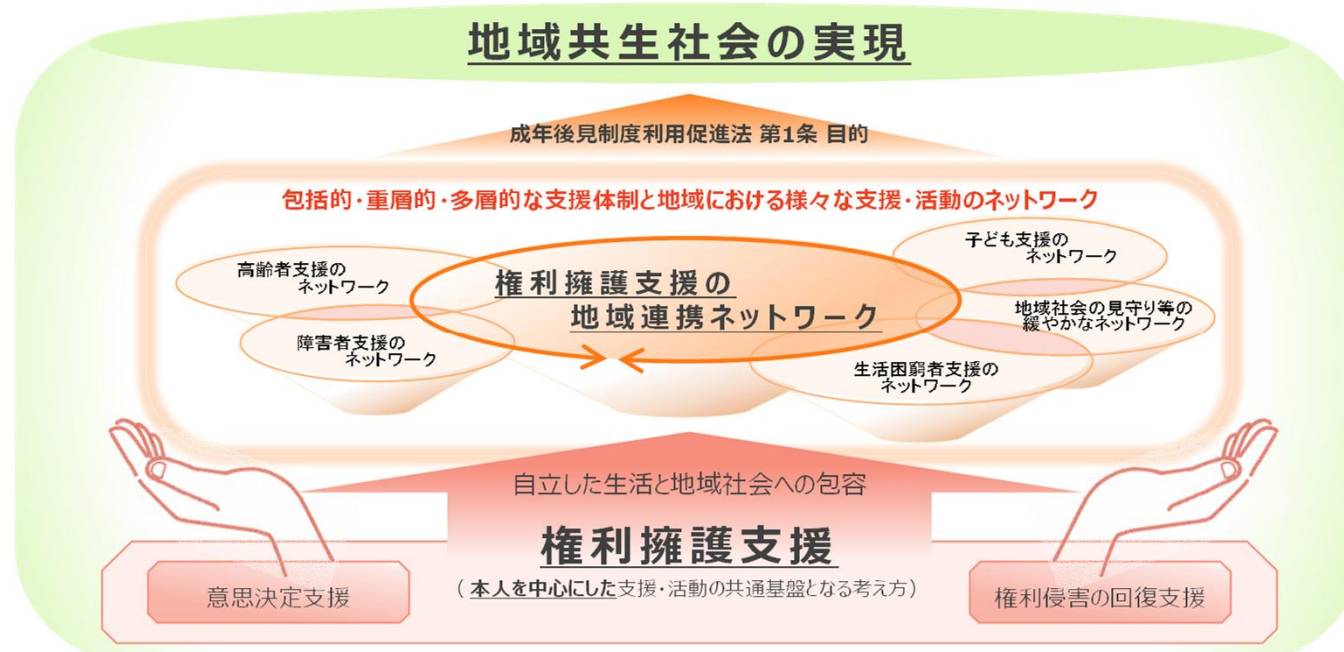
- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

権利擁護支援

意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取り引きへの対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動。
地域共生社会実現を目指す包括的支援体制における本人を中心にした支援・活動の共通基盤である。

成年後見制度利用促進

利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきもの。単に利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものである。



1. 第二期成年後見制度利用促進基本計画及び中間検証報告書における意思決定支援 ②

第二期成年後見制度利用促進基本計画（抄）

- 意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であるため、意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適時・適切につなぐことができるようになるほか、尊厳ある本人らしい生活を継続することができる社会の実現にも適うことになる。
- 後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を行うに当たっては、日常的に本人への支援を行う様々な関係者が、チームとなって意思決定支援の考え方を理解し、実践することが重要である。

第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書（抄）

- 本人の自己決定の尊重や、本人の意思及び選好や価値観を適切に反映させることができるよう、後見人等を含む支援チームが意思決定支援の実践に取り組み、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現のため、関係省庁等、地方公共団体及び専門職団体が連携しつつ、本人の特性に応じた意思決定支援という考え方の浸透に努めている。

2. 意思決定支援に関する各種ガイドラインの概要 ①

	障害福祉サービス等の提供に係る 意思決定支援ガイドライン	認知症の人の 日常生活・社会生活における 意思決定支援ガイドライン	人生の最終段階における 医療・ケアの決定プロセスに 関するガイドライン	身寄りがない人の入院及び医療 に係る意思決定が困難な人への 支援に関するガイドライン	意思決定支援を踏まえた 後見事務のガイドライン
策定 時期	平成29年 3 月 (令和 8 年 9 月改訂予定)	平成30年6月 (令和 7 年 3 月改訂)	平成19年 (平成30年 3 月改訂)	令和元年5月	令和 2 年10月
ガイド ライン の 対 象 等	支援を受ける者：障害者（障害福祉サービスを必要とする障害者） 支援をする側として想定されている者：障害福祉サービス事業者、成年後見の担い手を含めた関係者 主な適用場面： ①日常生活における場面 例）食事、衣服の選択、外出、排泄、整容、入浴等の基本的な生活習慣等に関する場面 ②社会生活における場面 例）自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面	支援を受ける者：認知症の人（認知機能の低下が疑われる人も含む） 支援をする側として想定されている者：周囲の人 主な適用場面：日常生活・社会生活の意思決定の場面	支援を受ける者：人生の最終段階を迎えた（見据えた）本人及び家族等（※1） ※1 家族等とは、今後単身世帯が増えることも想定し、本人が信頼を寄せ、人生の最終段階の本人を支える存在であるという趣旨を踏まえ、法的な意味での親族関係のみを意味せず、より広範囲の人（親しい友人等）も含み、複数人存在することも考えられる。 支援をする側として想定されている者：多専門職種（医療・介護従事者）から構成される医療・ケアチーム 主な適用場面：人生の最終段階における医療・ケアの方針を決定する際の、人生の最終段階を迎えた（見据えた）本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた話し合いの場面（※2） ※2 「人生の最終段階」には、がん末期のように予後が長くても2～3か月と予測できる場合、慢性疾患の急性増悪を繰り返して予後不良に陥る場合、脳血管疾患の後遺症や老衰など数か月～数年で死を迎える場合がある。どのような状態が「人生の最終段階」かは、本人の状態を踏まえて、医療・ケアチームの適切かつ妥当な判断による。	支援を受ける者：身寄りが ない人（※）、医療に係る意思決定が困難な人 ※家族や親類へ連絡がつかない状態にある人および家族の支援が得られない人 支援をする側として想定されている者：医療・ケアチーム 主な適用場面：入院、医療に係る意思決定が求められる時点	支援を受ける者：被後見人等 支援をする側として想定されている者：後見人等（専門職後見人だけではなく、親族後見人・市民後見人を含む）※ ※本ガイドラインは中核機関や自治体職員等の執務の参考となることも想定されている。 主な適用場面：本人にとって重大な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実行為の場面 例） ①施設入所契約など本人の居所に関する重要な決定。 ②自宅や高額な資産の売却等、法的に重要な決定。 ③特定の親族に対する贈与・経済的援助など、直接的には本人のためとはいえない難しい支出をする場合等。

2. 意思決定支援に関する各種ガイドラインの概要 ②

	障害福祉サービス等の提供に係る 意思決定支援ガイドライン	認知症の人の日常生活・ 社会生活における 意思決定支援ガイドライン	人生の最終段階における医療・ケアの 決定プロセスに関するガイドライン	身寄りがいない人の入院及び 医療に係る意思決定が困難な 人への支援に関するガイドライン	意思決定支援を踏まえた 後見事務のガイドライン
支 援 の 概 要	可能な限り本人が自ら意思決定できるよう、以下の枠組みで支援する。 ①意思決定支援責任者の配置 ②意思決定支援会議の開催 ③意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成 ④本人の意思決定に基づくサービスの提供 ⑤モニタリングと評価・見直し	①意思形成支援：適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援 ②意思表示支援：形成された意思を適切に表明や表出することへの支援 ③意思実現支援：本人の意思を日常生活・社会生活に反映することへの支援 ※チームで情報を共有し、チームで検討（本人が参加する「意思決定支援会議」の開催）	＜本人の意思が確認できる場合＞ ①本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報提供と説明を実施 ②本人と医療・ケアチームと十分な話し合いを踏まえた本人の意思決定を基本とする。 ③時間の経過、心身の状態の変化等に応じて本人の意思は変化しうるものであることから、家族等も含めて話し合いを繰り返し行う。 ＜本人の意思が確認できない場合＞ ①家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとって最善の方針をとることを基本とする。 ②家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、家族等と十分に繰り返し話し合う。 ③家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとって最善の方針をとることを基本とする。	本人の意思が確認できる場合、次の手順によるものとする。 ①医療従事者からの適切な情報提供と説明。 ②本人が主体となって、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、本人による意思決定を支援。 ③時間の経過や心身の状態の変化等に応じて本人の意思は変化しうるため、このプロセスを繰り返し行う。	本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定ができるよう、後見人等を含む本人に関わる支援者らによって以下のプロセスで支援する。 ①支援チームの編成、支援環境の調整、本人への趣旨説明、ミーティングの準備等 ②本人を交えたミーティングの開催。 ③本人の意思決定に沿った支援を展開。 ④各プロセスをアセスメントシート等※に記録し、後見事務を振り返る。 ※本ガイドラインには意思決定支援及び代行決定の場面で活用できるアセスメントシートが掲載されている。

2. 意思決定支援に関する各種ガイドラインの概要③ 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版）案 改訂の背景とポイント

社会保障審議会障害者部会

第157回 (R8. 7. 10)

資料3

背景と経緯

- 平成29年3月に「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を作成し周知してきたが、それから9年以上が経過。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においても意思決定支援の推進を指定基準に規定するなど、障害者の意思を尊重し、障害者の権利を保障するための支援を推進してきた。
- 今般、以下の経緯を踏まえて、意思決定支援の構造を再整理する必要が生じた。
 - 他分野（認知症、身寄りがない人の入院及び医療、後見事務等）の意思決定支援ガイドラインが発出された。
 - 国連障害者権利委員会による総括所見（令和4年10月）において、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインにおける「the best interest of a person（本人の最善の利益）」という言葉の使用に懸念が示された。
 - 第二期成年後見制度利用促進基本計画の中間検証報告書（令和7年3月）において、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインについては、障害者権利条約及び令和4年10月の障害者権利委員会からの総括所見、並びに障害者基本法（昭和45年法律第84号）の趣旨を踏まえた改訂も含め、見直しを検討する必要がある」とされた。
- このため、昨年度「障害者の意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究」においてガイドラインを改訂するための検討を行った。

第2版（案）のポイント

- 「意思決定の主体」はあくまでも本人であり、本人主体の考え方を「理念・信条」として明示。
- 「**本人の最善の利益**」に関する記載を削除し、国連障害者権利委員会が提案する「意思と選好に基づく最善の解釈」との表現に基づき意思決定支援を再定義。
- 支援が困難と想定されるケースについて、本文と分けてコラムで整理。
- 意思決定支援のプロセス（意思形成支援／意思表示支援／意思実現支援）**を明確化。
- ICTツール（クラウド等の情報共有ツールなど）の活用による記録・情報共有の効率化を追記。
- 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者等、障害特性に応じて相互の意思疎通を円滑にするための環境調整も含めた**合理的配慮、情報アクセシビリティに関する記載**を追加。
- 意思決定支援に関する具体例を追加し、別冊の事例集として整理。

3. 意思決定支援に関する各種ガイドラインの普及・啓発及び活用状況 ①

○ 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン

ガイドラインの普及・啓発

- 令和6年度障害福祉報酬改定において、障害福祉サービス事業等の指定基準に、「事業者は、利用者の意思決定支援に配慮すること」を明記する等、意思決定支援ガイドラインの内容を踏まえた見直しを行った。
- 第7期障害福祉計画（令和6年度～令和8年度）に係る国の基本指針において、新たに、都道府県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドラインを活用した研修の実施について盛り込むとともに、研修の実施回数や修了者数の見込みを活動指標として設定した。
- 第8期障害福祉計画（令和9年度～令和11年度）においても同様に活動指標を設定。

ガイドラインの活用状況

- 厚生労働科学研究において、意思決定支援研修に関する研修カリキュラムを開発し、令和2年度から、都道府県が実施する相談支援従事者、サービス管理責任者等を対象とした専門コース別研修のメニューとして追加した。
- 令和6年度障害福祉報酬改定において、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の内容を相談支援及び障害福祉サービス事業者等の指定基準に反映した。
- 本年7月の社会保障審議会 障害者部会において、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版）」の案を示したところであり、そこでの議論も踏まえ、現在、発出に向けて作業中。

3. 意思決定支援に関する各種ガイドラインの普及・啓発及び活用状況 ②

○ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

ガイドラインの普及・啓発

- ・ ガイドライン及び事例集について、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等で周知。
- ・ ガイドラインの内容を反映したリーフレットを三種類（専門職向け、認知症本人向け、市民向け）作成し、普及・啓発に活用。

ガイドラインの活用状況

- ・ 認知症に関する医療・介護従事者向けの研修において、「認知症の人の意思決定支援」を標準カリキュラムの中に組み込んでいる。
- ・ 令和7年3月、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和6年1月施行）及び認知症施策推進基本計画（同年12月閣議決定）を踏まえ、第2版として改訂（認知症の人の人権の尊重や、「新しい認知症観」の考え方を反映）。

○ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン

ガイドラインの普及・啓発

- ・ 「自分らしく生きるための『人生会議』ポータルサイト」に掲載し、周知・啓発を実施している。
- ・ 厚生労働省委託事業として、人生の最終段階における医療・ケアに関する本人の意思決定に関する相談に適切に対応できる医療・介護従事者等を育成するため、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った研修会（本人の意向を尊重した意思決定のための研修会）を実施している。

※研修実績：平成26年度から令和6年度の10年間で延べ8,000名以上が研修を受講。

ガイドラインの活用状況

- ・ 地方自治体においても、本人の意向を尊重した意思決定のための研修会の研修プログラムに準拠した研修会を実施。
- ・ 「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」において引用がされている。等

3. 意思決定支援に関する各種ガイドラインの普及・啓発及び活用状況 ③

○ 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

ガイドラインの普及・啓発

- 全国医政関係主管課長会議及び市町村向けセミナーにて講演を行うなど、幅広い関係者に普及・啓発を行っている。
- ガイドラインをより普及・啓発していくために、医療現場が経験した困難事例について、法的・倫理的に分析した上で、可能な範囲で対応案等を提示する事例集を作成している。

ガイドラインの活用状況

- 複数の団体のweb siteや、研修等に活用されている。
 - ・ 日本看護協会：理解を深めたい方向けにガイドラインを紹介。
 - ・ 日向市：意見交換会において、参考資料としてガイドラインを活用。等

3. 意思決定支援に関する各種ガイドラインの普及・啓発及び活用状況 ④

○意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン

ガイドラインの普及・啓発

- 成年後見制度利用促進ポータルサイトにおいて、ガイドライン、アセスメントシート、研修資料・動画等を掲載（令和7年度動画視聴回数：459回）。
- 同ポータルサイトの「意思決定支援について総合的に学ぼう」において、具体的な支援事例やガイドラインの内容を紹介するとともに、「意思決定支援のためのパンフレット」を掲載。
- 成年後見制度利用促進体制整備研修において「後見人等への意思決定支援研修」を実施。（令和7年度受講者数：1,182名）

ガイドラインの活用状況

- 「後見人等への意思決定支援研修」において、ガイドラインの内容や意思決定支援の具体的なプロセスを学ぶための研修教材として活用。
- 受講者アンケートでは、アセスメントシート、本人を交えた検討、本人が意思を表明しやすい環境づくり等を今後の実践に活用したいとの回答がみられた。
- 都道府県専門アドバイザー向け研修において「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインの研修のポイント」を取り扱っている。
- ガイドラインを参考とした都道府県による地域連携ネットワーク関係者に対する意思決定支援研修が、「都道府県による意思決定支援研修等推進事業」の実施を通じて、45都道府県で実施または実施予定となっている（令和7年度）。

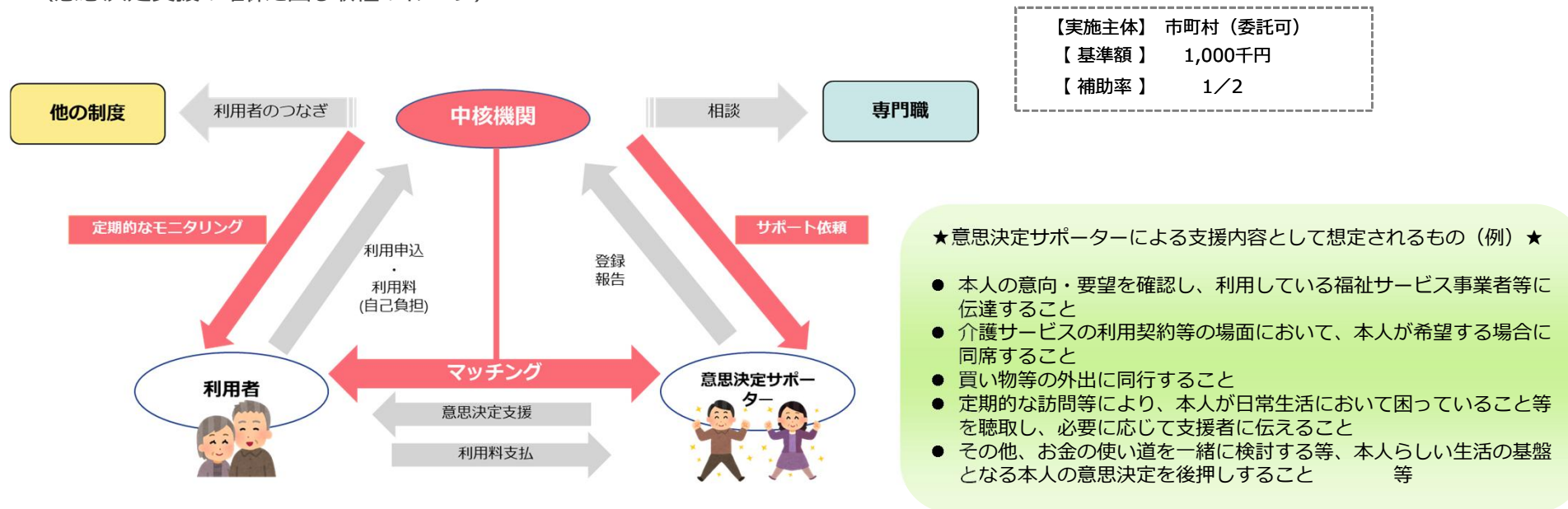
4. 中核機関における意思決定サポーターと利用者とのマッチング事業の概要 ①

ー 成年後見制度利用促進体制整備推進事業（意思決定支援の確保を図る取組）

意思決定支援の確保を図る取組（中核機関コーディネート機能強化事業）

- 福祉サービスをはじめ、各種の生活支援サービスの利用場面など**社会生活における意思決定支援の確保**は、それらのサービスが、本人の権利擁護支援として展開されるために重要である。その際、**本人と同じ生活者の視線をもつ地域住民や当事者が意思決定を支援することは、本人が安心して意思の形成、表明を行うことに効果的**であるとされている。
 - このため、地域の実情に応じて、希望する者が意思決定サポーターによる支援を受けられるよう、**中核機関が、意思決定サポーターと利用者本人とのマッチングや、その支援活動をフォローする等の取組の促進**を図る。本人が、**福祉サービスをはじめ、各種の生活支援サービスを利用している場合には、サービスの提供状況を見守り・確認することで、サービス提供事業者による関係性の濫用に対するけん制効果も期待**できる。
 - なお、本人と意思決定サポーターとの間に信頼関係が構築されていることが意思決定支援の基盤となるため、社会生活における意思決定支援の場面でのみ意思決定サポーターが関わるのではなく、日頃から丁寧なコミュニケーションをとり、関係を築いておくことが必要となる。
- ※ 『意思決定支援』とは、「特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう」（意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（R2.10.30意思決定支援ワーキング・グループ））とされている。

（意思決定支援の確保を図る取組のイメージ）



【参考】 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化 (生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」)

令和8年度当初予算 5.4億円 (7.0億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

※令和7年度補正予算額 2.4億円

- 第二期基本計画に盛り込まれた**KPIの着実な達成に向け**、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化**を図る。
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備**を進め、中核機関の**立ち上げ後は**、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など**中核機関のコーディネート機能の更なる強化**を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

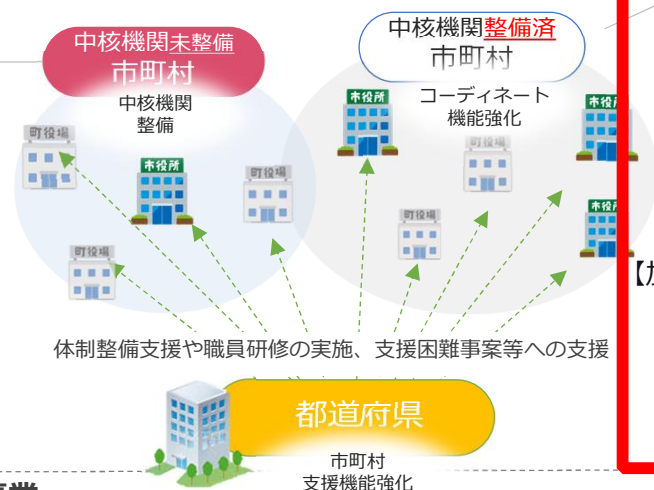
－ 事業の実施・関係性のイメージ －

● 中核機関立ち上げ支援事業

中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等を行う市町村に補助を行う。

〈実施主体〉市町村（委託可）
〈基準額〉600千円
〈補助率〉1/2

(中核機関の整備：令和6年4月1日現在 1,187市区町村)



○ 中核機関コーディネート機能強化事業

中核機関の調整機能や受任者調整等のほか、後見人等に関する苦情対応など対応困難事案の支援円滑化を図るための関係機関間の連携強化を行うなど既設の中核機関の機能強化を行う市町村に補助を行う。

〈実施主体〉市町村（委託可）
〈基準額〉1,000千円/取組 〈補助率〉1/2

- 【加算】
- ① 調整体制の強化
 - ② 受任者調整の仕組み化
対応困難事案の支援円滑化
 - ③ 広域連携の実施
 - ④ **【新】意思決定支援の確保を図る取組**
(※令和7年度補正予算のみ計上)

● 都道府県による市町村支援機能強化事業

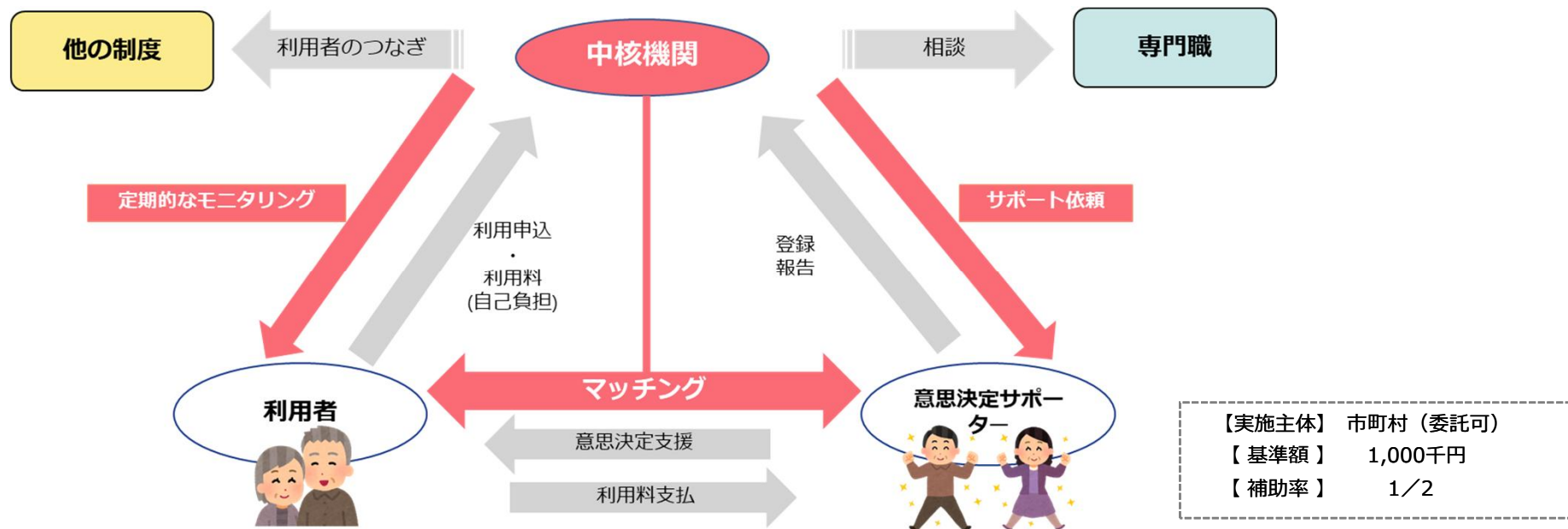
管内市町村の体制整備等の取組を進めるための支援策の検討等を行う都道府県単位の「協議会」を設置するなど市町村支援機能の強化を行う都道府県に補助を行う。(協議会の設置：令和6年4月1日現在 37都道府県)

〈実施主体〉都道府県（委託可）
〈基準額〉1：1,000千円/必須取組、4,000千円/加算取組（最大10,000千円）
2：10,000千円
3：5,000千円
〈補助率〉1/2

- 1：【必須】
- ① 法律専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施
 - ② 市町村・中核機関等の職員向け研修の実施
- 【加算】
- ① 体制整備アドバイザーの配置・派遣
 - ② 相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等
- 2：法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組
- 3：【新】虐待等の支援困難な事案について公的な関与による法人後見実施のための連携体制強化の取組
(※令和7年度補正予算のみ計上)

4. 中核機関における意思決定サポーターと利用者とのマッチング事業の概要 ②

－意思決定支援の確保を図る取組を実施する上で想定される主な費用（補助対象経費）



- 中核機関の業務拡大に伴うもの
(業務の具体例：意思決定サポーター利用申込の受付・アセスメント、意思決定サポーターの登録管理、マッチングのための訪問、意思決定サポーターからの活動報告の受付、利用者へのモニタリング、等)
- 必要に応じて専門職へ相談する際の謝金等
- 中核機関を委託により運営している場合、本取組に関する委託料
- その他、本取組において必要となる経費
- ※ 利用料の支払については、利用者負担
- ※ 意思決定サポーターを市民後見人養成研修修了者が担う場合、市民後見人養成のための費用については、本事業の対象外

4. 中核機関における意思決定サポーターと利用者とのマッチング事業の概要 ③

－意思決定支援の確保を図る取組を実施するにあたっての留意事項

事業実施における留意事項

- 意思決定サポーターの担い手として想定されるのは、以下のとおり。
 - ・ 市民後見人やピアサポーターなど、既存の養成研修の修了者。
 - ・ 自治体が実施する意思決定支援研修を受講した者。
 - ・ 本取組の担い手として、自治体が独自で実施する研修を受講した者。
 - ・ 民生委員等、本取組の担い手として適当であると自治体が認める者。
- 本人は中核機関へ申請することによって、意思決定サポーターによる支援を利用する。
- 意思決定サポーターは本人の金銭管理をしてはならない。
本人の判断能力の低下がみられ金銭管理等が困難な状態となった際には、意思決定サポーターは中核機関に相談し、中核機関において成年後見制度の利用等の必要な支援を検討する。
- 本人が福祉サービス等を利用している場合においては、関係性の濫用を早期に把握するために、本人の不満・苦情を適切に把握することが重要である。
不満・苦情の受付については、本人の状態をみて、受付方法を工夫すること。

例) ・ 自分で発信できる人には、あらかじめ受付先を伝えておく。
・ 中核機関が定期的に本人が不服や苦情を有していないか、電話や訪問によるモニタリングを実施する。
- 意思決定サポーターによる支援についての本人の利用状況（不満や苦情の把握なども含む）のモニタリングの実施頻度や方法について記録すること。
- 利用料については、利用が一定期間継続することや事業の継続性の担保の観点から、実施主体において設定する。

4. 中核機関における意思決定サポーターと利用者とのマッチング事業の概要 ③

－意思決定支援の確保を図る取組と活用可能な補助金について

実施内容	活用できる補助金
・ 意思決定サポーターの養成	【意思決定支援研修を活用してサポーターを養成する場合】 ○互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業 都道府県による意思決定支援研修等推進事業 実施主体：都道府県、市町村（委託可） 基準額：1,000千円 補助率：1／2
	【市民後見人養成研修修了者をサポーターとして活用する場合】 ○地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分） 権利擁護人材育成事業 ※各都道府県に基金を設置し、都道府県の計画に基づき交付される。
	【上記以外の方法で意思決定サポーターの養成・研修を行う場合】 ○成年後見制度利用促進体制整備推進事業 中核機関コーディネート機能強化事業（意思決定支援の確保を図る取組） 実施主体：市町村（委託可） 基準額：1,000千円 補助率：1／2
・ 意思決定サポーターの登録受付 ・ 本人からの利用受付 （アセスメントを含む） ・ 意思決定サポーターと 利用者のマッチング 等	○成年後見制度利用促進体制整備推進事業 中核機関コーディネート機能強化事業（意思決定支援の確保を図る取組） 実施主体：市町村（委託可） 基準額：1,000千円 補助率：1／2
・ 利用料	（利用者負担）

【参考】

地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」)

令和8年度当初予算 0.8 億円 (0.9 億円) ※ () 内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 0.4 億円

1 事業の目的

- 認知症高齢者の増加等に伴い、今後更に増大及び多様化する権利擁護支援ニーズに対応するためには、中核機関による支援のみならず福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。
- このため、**第二期基本計画に盛り込まれたKPIの着実な達成に向け、全ての都道府県において意思決定支援研修の実施**に取り組むとともに、本人の状況に応じた効果的な支援を進めるため、**成年後見制度と日常生活自立支援事業、生活保護制度など関連諸制度との連携強化**に取り組む。併せて、**オンラインを活用**した効果的な**支援の実施**を進める。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 都道府県による意思決定支援研修等推進事業

- ・ 都道府県等において、厚生労働省が養成した講師等を活用し、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**意思決定支援研修を実施**する。
- ・ 市町村等において、地域の実情に応じて、地域連携ネットワークの関係者を対象にした**権利擁護支援の強化を図る研修を実施**する。

＜実施主体＞ 都道府県、市町村（委託可）

＜基準額＞ ①意思決定支援研修の実施 1,000千円
②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円

＜補助率＞ 1/2

厚生労働省

都道府県等

委託や講師依頼

専門職団体

都道府県社協

場面①

支援チームの編成と支援環境の調整

場面②

本人への説明

場面③

本人を交えたミーティング

意思決定支援
研修の実施

市民後見人・
親族後見人等

市町村・中核機関職員
福祉・司法の関係者

対応力アップ

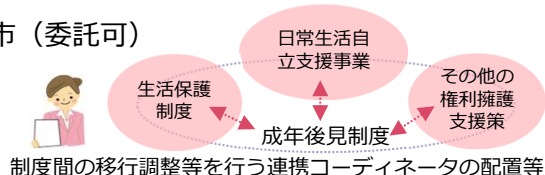
○ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業

- ・ 判断能力が不十分な本人の置かれた状況に応じた適切な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、**成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携強化に取り組む**。

＜実施主体＞ 都道府県、指定都市（委託可）

＜基準額＞ 5,000千円

＜補助率＞ 1/2



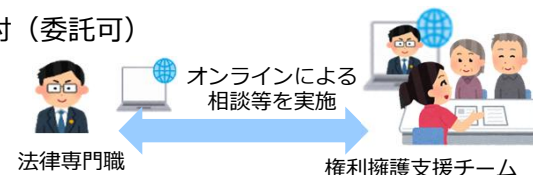
○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、**オンラインの活用を図る**。

＜実施主体＞ 都道府県、市町村（委託可）

＜基準額＞ 300千円

＜補助率＞ 1/2



5. 令和7年度老人保健健康増進等事業 「地域の権利擁護の担い手の育成・活躍の促進に向けた調査研究事業」①

事業概要

事業実施団体：一般財団法人 日本総合研究所

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書における指摘事項や、今後の成年後見制度の改正等も踏まえ、地域の権利擁護の担い手の育成・活躍支援に向けた対応策の検討を目的として、外部有識者等から構成される検討委員会を設置し、市民後見人や法人後見の担い手の育成・活躍支援に係る取組の実態把握と課題分析、対応策の検討等を行った。
- あわせて作業部会を設置し、今後、成年後見制度利用支援事業の見直しを検討する際の課題や対応の方向性を整理するための論点の提示を行った。

市民後見人育成のポイント

- 今般の成年後見制度の改正に伴い、後見終了後の権利擁護支援の担い手として、市民後見人養成研修修了者の役割は、一層重要になる。
- 養成研修については、段階的・選択的なコース制の導入やオンラインを活用した受講形態の多様化、広域での育成・活躍支援の推進などが効果的。
- 「市民後見人の強みを活かせるか」という視点での受任調整や、継続して市民後見人を支える体制整備、家庭裁判所の理解を得ること等が必要。

【好事例】

- ・養成研修修了者を対象にした勉強会や交流会の開催等により、修了者が孤立しない環境を整えている事例
- ・受任後も定期的な状況確認や専門職への相談機会を設けるなど、中核機関を中心にチームとして支援する体制を整えている事例
- ・家庭裁判所に対し、行政と中核機関が一体となって市民後見人の活動内容や選任後の支援体制を説明し、理解を得ている事例

本事業実施後の対応

- R8.6.12付けで自治体あてに事務連絡を発出し、本事業報告書（育成・活躍支援のポイント及び好事例）について周知
- 同日、最高裁判所あてに事務連絡を発出し、自治体との連携について家庭裁判所への周知を依頼

検討委員会

海野芳隆（社会福祉法人静岡県社会福祉協議会生活支援部権利擁護課長）
上山泰（新潟大学法学部教授）
川端伸子（一般社団法人権利擁護支援プロジェクトともす代表理事）
住田敦子（特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センターあすライツセンター長）
◎永田祐（同志社大学社会学部社会福祉学科教授）
前田実知代（徳島県美馬市保険福祉部次長）
山本恵美子（広島県健康福祉局地域共生社会推進課長）
オブザーバー：厚生労働省、法務省、最高裁判所

※五十音順 ◎ = 委員長

5. 令和7年度老人保健健康増進等事業 「地域の権利擁護の担い手の育成・活躍の促進に向けた調査研究事業」②

報告書（抄）

I－3. まとめ：市民後見人の育成・活躍支援に向けて

【市民後見人の育成・活躍支援に向けた提案事項】

5. 養成研修修了者に対する継続的なフォローアップと活動機会の創出

（3）提言

- 今後は、市町村及び中核機関、都道府県において、「地域全体の権利擁護人材」という広い視点から、養成研修修了者の活躍の場を広げる働きかけを行うことが期待される。
- 具体的には、日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見支援員、民生委員、制度の広報・説明、地域の見守り支援、意思決定サポーター、権利擁護サポーターなど、多様な場面での活躍が想定される。養成研修修了者それぞれのバックグラウンドを活かし、本人の希望に沿った参画しやすい体制を整備することが重要である。
- 一方、こうした活躍支援を市町村や中核機関が単独で担うことには限界がある。社会福祉法人の法人後見における支援員としての活動をコーディネートしたり、地域包括支援センターや相談支援事業所と連携して見守り支援員として活躍してもらうなど、地域の関係機関が連携して担い手を支える体制づくりが求められる。
- 地域連携ネットワーク全体で、市民の活躍を支援する仕組みを構築していくことが重要である。

6. 地域における権利擁護の担い手の養成・育成の実践事例① (沖縄県北中城村：研修会を通じて意思決定支援に関わる人材の裾野を拡大)

工夫ポイント① 養成研修実施のスタートを“権利擁護支援の重要性の理解”に設定

市民後見推進事業に着手した翌年の平成26(2014)年に権利擁護の支援者養成研修(現・市民後見人養成研修/以下、「養成研修」という。)の第1期を開始し、令和5(2023)年に第3期を迎えた。養成研修は、市民後見人を目指す人だけでなく、親族後見人としてすでに活動している人や将来活動したい人にも門戸を広げている。

養成研修の実施に当たっては、「北中城村の市民後見人像」を明確化した。市民後見人とは、「身上保護を重視し、本人の権利を守ること」が大切な役割になるだろうとのイメージを共有した。これを踏まえて、養成研修のカリキュラムは、「本人の権利擁護支援の重要性を理解することをスタート地点に、ステップアップして後見人等を目指していただく」との方針を打ち出した。

方針を踏まえて養成研修は、初級→中級→上級(基礎・実務)の3ステップで構成される。当初から、初級・中級の修了者を増やすことで、権利擁護支援の重要性を理解する住民を増やすことも目的の一つとし、一般の住民に加えて親族後見人や村内施設等の職員も対象とした。これにより、地域全体の権利擁護支援の意識の浸透に取り組んでいる。

中級修了者は生活支援員として、上級修了者は法人後見支援員として活動し、法人後見支援員として一定の経験を積んだ人は、市民後見人育成研修へ進むことができる。

■第3期 市民後見人養成研修 初級クラス ※令和5(2023)年度

日時	研修テーマ	内容
【1日目】 9/15(金) 14:00～16:00	権利擁護の基本的理解と支援者として求められる人物像	①権利を守るとはということ ②権利侵害にならないために支援者としての心構え ③地域で安心して生活するために私たちができること
【2日目】 9/22(金) 14:00～16:00	権利擁護に関するしくみや制度について	①北中城村における市民後見人について ②成年後見制度誕生の背景 ③権利擁護支援センターについて ④生活支援員の活動紹介 ⑤演習

■市民後見人養成研修 第1期・第2期受講修了者数

初級クラス	中級クラス	上級クラス・基礎	上級クラス・実務
127名	58名	42名	9名

工夫ポイント② 「顔の見える」関係を生かして権利擁護支援の輪を拡大

人口約1万8,000人の北中城村では、小規模自治体ならではの特徵として、住民と「顔の見える関係」が築きやすい。研修やイベントの開催時には顔見知りの人に直接声かけをする場合もあり、特に村が養成研修の運営などを委託する社協と住民の関係はきわめて近く、社協職員への信頼は厚い。

研修やイベントに参加する、いわば“地域に出てくる人”は、村や社協で顔をよく知っており、顔の見える関係を築いている。そうした関係ができていない場合でも、研修の参加案内として個別にダイレクトメールを送付するなどの工夫をし、これまで“地域に出てこなかった人”との関係づくりにも注力している。

並行して、中核機関では村成年後見制度利用促進協議会委員の協力を得て、成年後見制度に関する相談会の定期開催や権利擁護支援チームを対象とした個別支援会議の開催等を通じて、権利擁護支援や意思決定支援の浸透を図っている。

工夫ポイント③ 親族後見人も対象に含めた意思決定支援研修会を開催

北中城村では、親族後見人も対象に含めた、意思決定支援に関する権利擁護支援研修会を平成28(2016)年度から実施してきた。その中で令和5(2023)年2月に開催した意思決定支援研修会では、新たな工夫が盛り込まれた。

研修会の周知・参加呼びかけに当たっては、研修会タイトルを「やさしく学ぶ成年後見制度～立ち止まり、選択を意識し、中間で幸福を考える～」とし、意思決定支援の言葉を使わないながらも後見活動の具体イメージを訴求した。「意思決定支援」を全面に出すとどうしても硬く難しいイメージになりがちなため、親族後見人がより親しみやすく参加しやすいよう柔らかな表現を用いた。

プログラムは講師と事務局が「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン(2020年(令和2年)10月30日 意思決定支援ワーキング・グループ)」を読み込み、意思決定支援および代行決定のプロセスの原則、後見人等として意思決定支援を行う局面を想定した内容とした。講師は、医療倫理を専門とする臨床倫理士に依頼した。日々病院内で医療倫理と向き合い、また、ACP(人生会議)や在宅医療・介護連携推進事業等県内で活躍している講師が適任と考えたためだ。事務局は講師と対面やオンラインでの打ち合わせ、メールでのやりとりを何度も繰り返し、プログラムを一緒に作って作り上げた。

プログラムは講義30分、事例検討60分、振り返り30分で構成した。今回の研修会で伝えたかったポイントの一つが、「すべての場面で後見人等が主導して意思決定を促すものではない」ということだ。「本人の選択にこそ、その人らしさ、その人の尊厳が表れる」という考えをもとに、模擬事例を通じて、意思決定支援が必要か否かから参加者全員で検討し、本人の意思と後見人としての立場の間で、本人とともに一緒に悩むことを実践した。これにより、後見人等に求められる考え方や心の持ちようを伝えることを目指した。



広報誌に掲載した研修会の案内

出典：2023.1月号 広報せなかなぐく

出典：令和5年度 厚生労働省委託事業 任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化・広報啓発一式(各種広報分)
「その手があったか! 47都道府県 中核機関の取組事例集」p103-104

6. 地域における権利擁護の担い手の養成・育成の実践事例② (静岡県島田市：入門講座・基礎講座・サポーター登録など参加者の意向に応じた多層的な養成体系)

③育成(養成研修)における工夫

■対象や意向に応じた柔軟なカリキュラム改革

- ・ 当初は「個人受任ができる質の高い人材育成」を目指し、全日程参加型のハードルの高い講座を行っていた。しかし、現役世代からの「関心はあるが出席できない」、「個人受任は荷が重い」といった声を受けたこと、地域性に応じたより柔軟で幅広い社会貢献活動ができる市民後見活動を拡充するため、令和7年度から大幅に刷新した。
- ・ 主な改革：
 - ✓ 入り口として「入門講座（広報啓発セミナー）」を新設。
 - ✓ 基礎講座の初日に「意思決定支援」を配置し、本人の思いを尊重する姿勢を徹底。
 - ✓ 演習以外の講義は録画視聴＋レポート提出に変更し、受講者の負担を軽減するとともに、受講生のペースで配信期間内に学び直しが可能。
 - ✓ 基礎講座修了後に、受講者の意欲に応じて、個人受任を目指す人は実務講座に進み、より緩やかな活動を希望する人は権利擁護サポーターに登録できるといった選択可能な仕組みを導入。
- ・ こうした柔軟な改革により、基礎講座の参加者は以前の倍以上に増加した。
- ・ 特に40代や50代の現役世代の受講者の増加や、市民後見人個人受任以外の活動で地域に関わりたい方が活躍できるようにすることで、担い手の層が厚くなっている。
- ・ また、成年後見制度の申立てに至らない事例も、地域資源やサポーターを活用して柔軟に支援できる体制づくりに向けて検討を進めている。

7. 福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業(概要)

頼れる身寄りがない高齢者の方や判断能力が不十分な方などが、**地域で安心して生活をするよう、日常の金銭管理をはじめとする日常生活支援、入院や入所の手続、亡くなった後の手続など、これまで家族や親族が担ってきた生活上の課題に対応する仕組みが求められています。**

見直し内容①

こうした課題に対応するため、**日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後の事務支援などを利用者のうち一定割合以上に無料または低額で提供する事業を、第二種社会福祉事業として位置付け、多様な主体が支援の提供を担えるようにします。**



対応すべき新たな課題

社会状況の変化

- ・単身世帯等の増加
- ・成年後見制度の見直しの動き

生活上の課題の例

- ・緊急連絡先がなく、入院等の手続が進められない
- ・医療費等の支払いが難しい
- ・亡くなった後の手続を行う人がいない
- ・空き家や家財の処分ができない

福祉サービス利用援助事業

対象者	判断能力が不十分な者
事業内容	日常生活支援 ・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理サービス ・書類等の預かりサービス
利用料	無料又は低額

拡充・発展

法改正後

福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業

頼れる身寄りがない高齢者等 + 判断能力が不十分な者
日常生活支援（福祉サービス利用援助事業同様） +
入院入所等手続支援 （例：手続支援、緊急連絡先の提供、費用の支払代行など） 又は
死後事務支援 （例：葬儀や納骨、家財処分の契約手続、行政への届出など）
資力の要件に該当する者は無料又は低額

見直し内容②

あわせて、福祉の各分野（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制に関しても、**頼れる身寄りがない高齢者等からの相談対応等を明確に位置付ける（※1）とともに、地域ケア会議の実施等を通じて関係者間の連携を推進（※2）し、課題解決を進めます。**

（※1）頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応について、地域包括支援センターによる総合相談支援事業（高齢者分野）、生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮分野）、障害者相談支援事業（障害福祉分野）の対象として明確化等を行う

（※2）地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援事業所が市町村からの直接委託を受けて実施可能とする

7. 福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業（意思決定支援の位置づけ）

第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書（抄）

（2）総合的な権利擁護支援策の充実について

①成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化

日常生活自立支援事業は、専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている。

社会保障審議会福祉部会報告書（抄）

2. 頼れる身寄りがいない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

（1）新たな事業について

<新たな事業の内容>

○ また、事業を実施するに当たっては、現在の判断能力が不十分な人に対する権利擁護の事業である日自事業と同様に、実施主体において利用者本人の意思決定支援も適切に確保することが重要である。

8. 国会審議における政府答弁

令和8年6月18日参議院厚生労働委員会における政府答弁(抜粋)の要約①

- 支援者以外の立場で本人に寄り添うことにより、支援者との間で相互牽制的に意思決定支援を行うことは有用と認識している。本人の利益になるよう効果的な意思決定支援を進めるには、中核機関を始めとする権利擁護支援の実施主体の体制整備を進める必要があることや、標準的なノウハウの共有を図る必要があることから、現在、直ちに法制化することは困難と考えている。
- その上で、令和7年度補正予算により新たに実施している事業、中核機関コーディネート機能強化事業では、支援者とは別の立場から本人に寄り添って意思決定支援を行う者と本人とのマッチング等を支援している。まずはこうした事業の活用を進めながら、課題を把握してまいりたい。

令和8年6月18日参議院厚生労働委員会における政府答弁(抜粋)の要約②

- 頼れる身寄りがいない高齢者等や判断能力不十分な者を支えるためには、本事業だけではなく、様々な主体の参加により、地域全体で包括的に支援する体制を整備することが必要と考えている。
- 特に、意思決定支援の観点からは、本人や家族の立場から本人を理解し、本人の気持ちに寄り添って接することができる当事者団体の存在は、地域において重要な存在と考えている。例えば、事業の利用等に当たって、当事者団体が本人の意思決定支援を行うことも想定され得ると考えており、こうした内容も含めて、制度の施行に当たっては、当事者団体等の取組との連携も促してまいりたい。

9. 現状・課題及び論点

現状・課題

- 意思決定支援については、支援が必要と想定される主な場面ごとにガイドラインを作成し、支援者や当事者その他関係者への研修の実施等、普及・啓発の取組を実施するなど、その重要性や必要なプロセス等の浸透を図っている。
- また、令和7年度補正予算において、利用者と意思決定サポーターを中核機関がマッチングする事業を実施するなど、意思決定支援を確保するための取組を実施している。
- 今後、このような取組を進めるとともに、その担い手をしっかり養成していくことが重要と考えられる、例えば、令和7年度調査研究事業においては、「後見終了後の権利擁護支援の担い手として、市民後見人養成研修修了者の役割は、一層重要になる」と指摘されている。
- さらに、地域の実情に応じて、市民後見人の養成を参加者の意向に応じた多層的な体系とするなど、様々な取組がなされているところ。
- 「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」についても、日常生活自立支援事業と同様に、実施主体において利用者本人の意思決定支援も適切に確保することが重要であるとされている。

論点

- 市町村や都道府県が意思決定支援の取組を推進していくにあたり、意思決定支援の意義や考え方、必要性がより広く理解されるよう、どのように整理して進めていくか。
- 支援者に限らず意思決定支援が広く実施されるようになるために、地域における意思決定支援の担い手について、どのように考えるか。
- 後見人等の支援者や中核機関の職員等に対する意思決定支援の考え方の普及・啓発を推進するためにどのような取組が必要となるか。

参考資料

ひと、くらし、みらいのために



「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

趣 旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

意思決定支援の定義 / 意思決定を構成する要素

《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

《意思決定を構成する要素》

- (1) 本人の判断能力
障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。
- (2) 意思決定支援が必要な場面
 - ① 日常生活における場面（食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的生活習慣に関する場面）
 - ② 社会生活における場面（自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面）
- (3) 人的・物理的環境による影響
意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

意思決定支援の流れ

意思決定が必要な場面 ・ サービスの選択 ・ 居住の場の選択 等

本人が自己決定できるように支援

自己決定が困難な場合

意思決定支援責任者の選任とアセスメント

相談支援専門員・サービス管理責任者兼務可

- 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
- アセスメント ・ 本人の意思確認 ・ 日常生活の様子の観察 ・ 関係者からの情報収集 ・ 本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握 ・ 本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント ・ 体験を通じた選択の検討 等

意思決定支援会議の開催

サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可

本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

意思決定に関する記録のフィードバック

「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（第2版）」の概要

- 平成30年6月 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」策定
- 令和7年3月 認知症基本法及び基本計画を踏まえ、ガイドライン（第2版）として改訂
 - 認知症の人の意思を尊重し、誰もが安心して暮らせる 共生社会を実現

ガイドラインの主な改正点

- ◎ 認知症の人の意思の尊重を含めた**人権の尊重**や、「**新しい認知症観**」の考え方を反映
- ◎ ガイドラインの読み手である意思決定支援者が多様であることを踏まえ、**わかりやすい表現を使用**
 - ・ 第二期成年後見制度利用促進基本計画や認知症基本法、認知症基本計画に係る内容を追記
 - ・ **過剰な意思決定支援を行わないこと**や、認知症の症状の度合いによって、意思決定支援を行わないことがないようにすることを追記
 - ・ 社会参加機会に係る内容（**認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがある**）を追記
 - ・ 「認知症の人」という表現について、説明文を追記
 - ・ 「本人の意思の表出」に係る内容を追記
 - ・ 新規事例を追加した上で、別冊として事例集を作成

意思決定支援のポイント

- ・ 「認知症の人には意思があり、意思決定能力を有する」という理念が、意思決定支援の基盤であることを理解する。
- ・ 認知症の症状にかかわらず、一人の人として、本人の尊厳を尊重する姿勢をもって意思決定支援を行う。

日常生活・社会生活における意思決定支援のプロセス

人的・物的環境の整備
1) 意思決定支援者の姿勢
2) 意思決定支援者との信頼関係、意思表示の相手方との関係性への配慮
3) 意思決定支援と環境

意思形成支援
：適切な情報、認識、環境の下で
意思が形成されることへの支援

意思表明支援
：形成された意思を適切に表明や
表出することへの支援

意思実現支援
：本人の意思を日常生活・社会生活
に反映することへの支援

各プロセスで困難や疑問が生じた場合は、
チームによる会議の実施

意思決定支援のプロセスの記録、確認、振り返り

身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインについて＜概要＞

ガイドラインの読み手

医療機関で勤務する職員の方々

ガイドラインの支援の対象者

身寄りがない人：身寄りがない人に加えて、例えば次のような人を想定

- ① 家族や親類へ連絡がつかない状況にある人
- ② 家族の支援が得られない人

医療機関が「身元保証・身元引受等」に求めている機能・役割

- ① 緊急の連絡先に関すること
- ② 入院計画書に関すること
- ③ 入院中に必要な物品の準備に関すること
- ④ 入院費等に関すること
- ⑤ 退院支援に関すること
- ⑥ （死亡時の）遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること

※「身元保証・身元引受等」に対して医療行為の同意をする役割を期待している事例もあるが、医療行為の同意については、本人の一身専属性がきわめて強いものであり、「身元保証人・身元引受人等」の第三者に同意の権限はないものと考えられる（具体的な対応については、右欄「医療に係る意思決定が困難な場合に求められること」参照）。

身寄りがない人への対応

次の（１）～（３）に分けて具体的な対応を明示。どの場合でも、**本人の意思を確認・尊重しながら支援を行うことが原則**

- (1) 判断能力が十分な場合
- (2) 判断能力が不十分で、成年後見制度を利用している場合
- (3) 判断能力が不十分で、成年後見制度を利用していない場合

医療に係る意思決定が困難な場合に求められること

（１）医療・ケアチームや倫理委員会の活用

意思決定が求められる時点で本人の意思が確認できない場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成30年３月改訂 厚生労働省）の考え方を踏まえ、関係者や医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う必要。また、医療機関においては、身寄りがない人へのマニュアル作成、倫理委員会の設置などの体制整備を行うことも有効。なお、直ちに救命措置を必要とするような緊急の場合には柔軟な対応をする必要。

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ② 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておくものとする。

（２）成年後見人等に期待される具体的な役割

本人の意思決定が困難な場合において、成年後見人等が以下の役割を果たすことで、円滑に必要な医療を受けられるようにしていくことが重要。医療機関はこのような関わりが可能か成年後見人等に相談。

① 契約の締結等

➢ 必要な受診機会の確保・医療費の支払い

② 身上保護（適切な医療サービスの確保）

➢ 本人の医療情報の整理

③ 本人意思の尊重

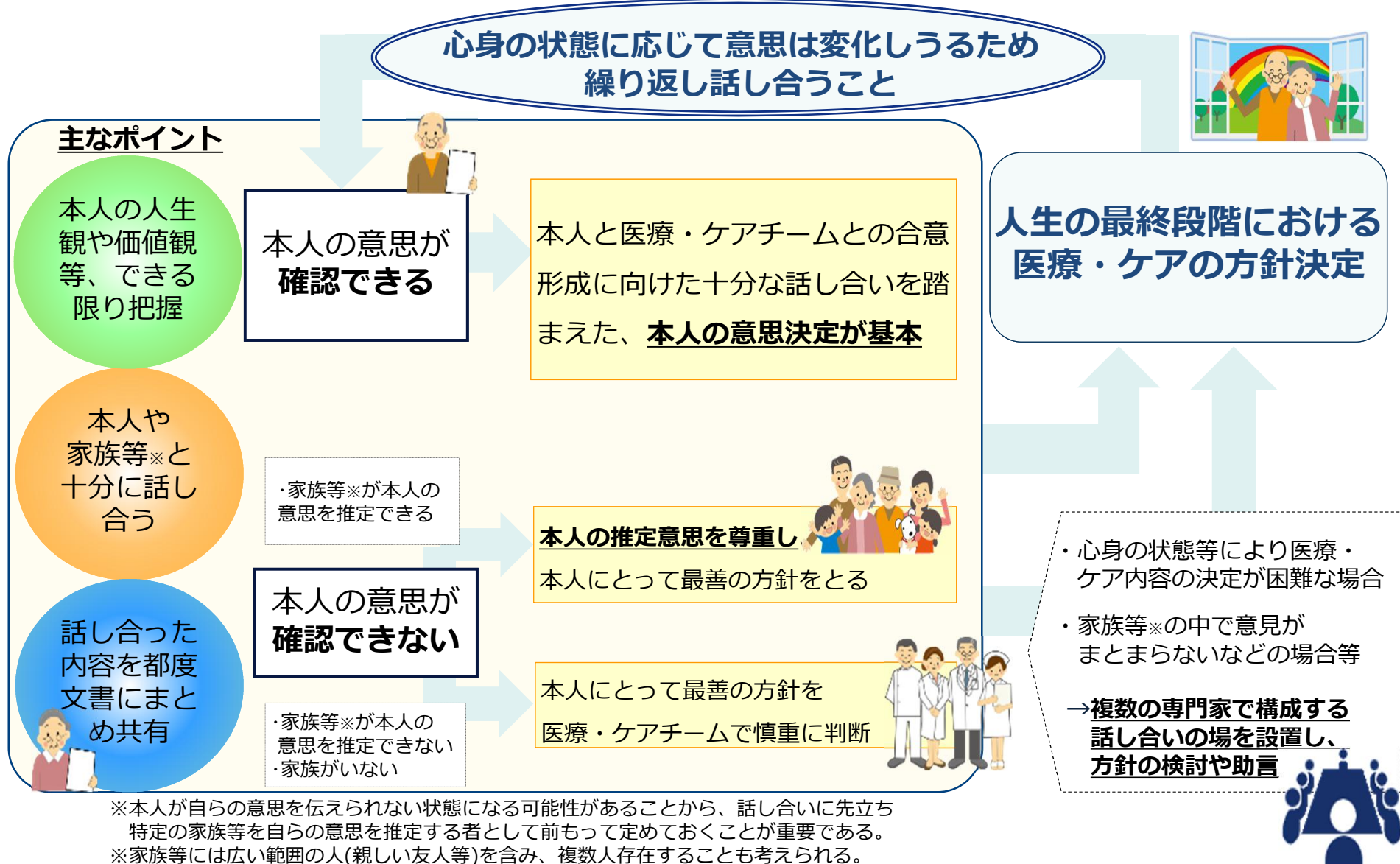
- 本人が意思決定しやすい場の設定
- 本人意思を推定するための情報提供等
- 退院後、利用可能なサービスについての情報提供

④ その他

- 親族への連絡・調整（親族の関与の引き出し）
- 緊急連絡先、入院中の必要な物品等の手配、遺体・遺品の引き取り

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」 における意思決定支援や方針決定の流れ（イメージ図）（平成30年版）

人生の最終段階における医療・ケアについては、医師等の医療従事者から本人・家族等へ適切な情報の提供と説明がなされた上で、介護従事者を含む多専門職種からなる医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人の意思決定を基本として進めること。



「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（令和2年） - 意思決定支援及び代行決定のプロセスのチャート（アセスメントシート対応表）

後見人等として意思決定支援を行う場面とは？

本人にとって重大な影響を与えるような契約等をする場合は、**意思決定支援が必要です。**

例

- 施設への入所など、本人の住む場所に関する決定を行う場合
- 自宅や高額な資産を売却する場合
- 特定の親族に対する贈与を行う場合 など

すべての人には、自分のことを決める力があるというのが支援の出発点です。意思決定支援は、後見人ひとりで行うのではなく、**チームで行います。**

意思決定支援のプロセス 様式1

チーム全体

1 チームをつくります



2 支援のための環境を整えます

- 本人が安心して意思決定できるような環境作りが大切です。
- 意思決定支援の目的や留意点を、メンバー同士で確認し合います。

3 これから行うミーティングの趣旨を本人に説明します



4 本人を交えて意思決定支援のためのミーティングを行います

- 1回限りではなく、何回か開催したり、本人に見学や体験をしてもらうこともあります。※上記1～3に戻ることもあります。

ガイドラインに載っているチェックポイントを確認しながら進めましょう！

意思決定支援後のプロセスへ（右側→）

後見人等の役割

メンバーがバランスよく選ばれるよう気を付けましょう。

本人の気持ちや個性に沿って準備が進められているかをチェックします。

チームがうまく機能していないときは、チームメンバーに改善を求めることも重要です。

本人が取り残されないように、本人のペースに合わせた進行になっているか気を付けましょう。

意思決定支援後のプロセス

本人から意思が表明された

その意思が真意と思われる

その意思が真意か疑問がある

本人の意思の確認が困難

決定を先延ばしできる

決定を先延ばしできない

意思決定支援を続ける

意思実現の支援に移る



意思決定能力アセスメント 様式2

支援者側が支援を尽くしたかどうか、チームで検討しましょう！尽くせていないときは、支援に戻りましょう。

本人は意思決定することが困難とは言えない

本人はその時点でその課題について意思決定することが困難

意思決定支援へ戻る

意思推定アプローチ 様式3

本人の意思・選好を推定する

推定意思の実現の支援に移る

本人の意思・推定意思を実現すると、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される

意思の推定すら困難

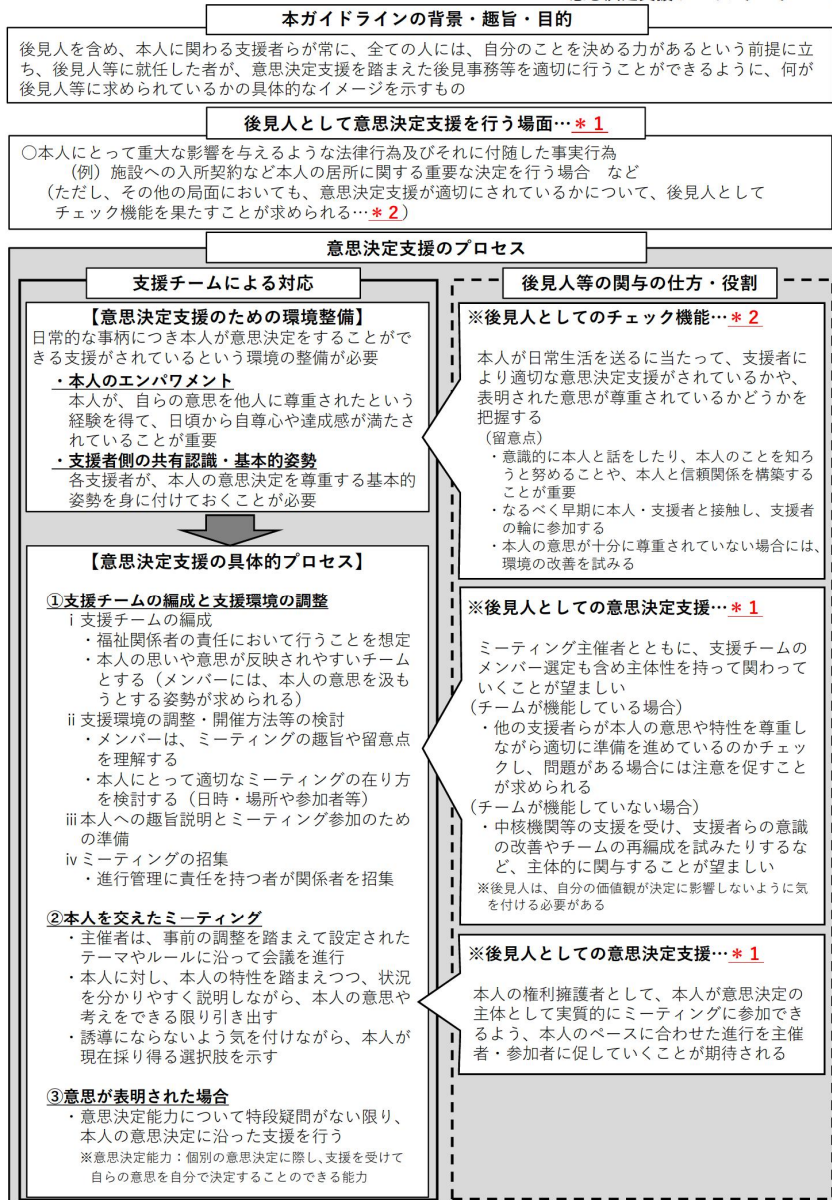
本人にとっての最善の利益アプローチ 様式5

「本人にとっての最善の利益」を検討し、後見人が代行決定を行う

このアプローチは、最後の手段です。意思決定支援を尽くしましょう。なお、「本人にとっての最善の利益」とは、本人の意向・感情・価値観を最大限尊重しながら、他の要素も考慮する、という考え方です。「こうするのが本人のためだ。」と第三者の価値観で決めることは異なります。

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（令和2年） 基本的な考え方

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン 基本的な考え方 意思決定支援ワーキング・グループ



(1)

